

福知山市企業交流プラザ使用料金表

1 基本使用料

(1) プラザの設置目的に該当する場合

室 \ 時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
ホール	6,000	8,000	13,200
第3会議室	1,100	1,500	2,400
会議室A	800	1,100	1,800
会議室B	700	1,000	1,600
会議室C	700	1,000	1,600
会議室B・C	1,400	2,000	3,200
展示ホール	1,300	1,600	2,600

2 特別使用料

(1) 冷暖房使用料

基本使用料の6割に相当する額

(2) 営利を目的とする場合は上表の基本使用料に10割を加えた特別使用料を徴する。

3 この表の各項の規定による額の合計額に、当該合算額に対して課される消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第225号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数の額を切り捨てる。）を加算した額を使用料とする。